

## 6 避難者の特性に合わせた配慮

### 女性

区は、女性避難者からの要望や相談に適切に対応できるよう、各避難所に女性職員（他の自治体からの応援職員を含む）を配置する。

避難所では、女性専用スペース（就寝、着替え、乳児への授乳、洗濯物干し場等）を設置し、女性のプライバシーを確保する。

女性専用スペースの設置にあたっては、可能な限り普通教室の一室を確保するなど、周囲から独立した間仕切りとする。

女性専用の就寝スペースの利用については、単身者や母子、女性のみ家族からの希望を優先させる。

### 妊産婦

区は、本人または家族から妊産婦であることの申し出があった際は、他の避難者に対し配慮を求めるほか、マタニティマークの配布や医療職等による相談窓口の紹介・巡回相談等を実施する。また、お腹の張りや、体調の変化など、妊産婦の状態に変化があった際には、その状態に応じて、二次避難所等へ移送する。

区は、妊産婦が安定した状態で避難生活を送れるよう、居住スペースの割り振りや、炊事・清掃等の負担軽減等に配慮する。

### 子ども

区は、避難所における育児支援を行うため、保育園及び幼稚園が再開されるまでの間、必要に応じて、保育士や教諭を巡回若しくは派遣する。

粉ミルク用の飲料水、ガーゼ等の衛生用品、オムツ、哺乳瓶を消毒するための器具等の乳児専用の物資については、他の物資とは区別して管理する。

夜泣きをする子どもに対応するための専用の育児スペースの確保に努める。

小中学生や高校生の健全な避難生活を確保するため、遊びや運動ができる場所をはじめ、学習室や談話スペースを可能な限り設けるとともに、必要に応じて、生活上の悩み等を相談できるカウンセラー等を派遣する。

### 高齢者

区は、高齢の避難者が「生活不活発病」を防止するため、身体を動かす機会（外出を含む）をボランティア等の支援を受けるなどして、積極的に設ける。

運営役員及び区職員は、単身の高齢避難者が避難所内で孤立化しないよう定期的に声を掛け、要望や相談を受け付ける。

区は、高齢者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な高齢者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

### 障がい者

区は、障がい者が一次避難所へ避難した場合、当該障がい者が不安なく避難所生活を送れるよう、他の避難者に対し配慮を求める。

区は、文字や言葉で意思を伝えることが難しい障がい者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第1）を提供するなど、避難所生活を支援する。

区は、障がいのある避難者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な避難者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

#### 食物アレルギーのある方・慢性疾患患者

区は、食物アレルギーに対応した食料を備蓄しており、備蓄倉庫から避難所へ配布する際は、避難者に分かりやすいよう、その旨を保管箱に表示する。

食物アレルギーのある避難者は、自らがアレルギー疾患患者である旨を区職員及び運営役員等に申告するとともに、区職員及び運営役員は、食物アレルギーのある方の状況の把握に努め、「配給された食事を強く勧めないこと」などを、他の避難者に周知徹底する。

慢性疾患のある避難者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）に対しては、食事療法について状況を把握し、適切な食事を提供するとともに、診療可能な医療機関の情報を提供する。

#### 外国人

区は、日本語による会話が困難な外国人の避難者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第1）を提供するほか、災害協定に基づき、通訳ボランティアの支援を受けるなど、避難所内での意思疎通に留意する。